社会福祉法人 杉水福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 杉水福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。 なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の勤務報酬はこれを支払わないものとする。但し第4条(役員及び評議員の勤務報酬等)に規定された額を含め、役員に対して、各年度の総額は200,000円を超えない額とする。

	報	酬	(半日額)	報	酬	(日額)
理事会出席報酬等			4,000円			8,000円

※上記金額は源泉徴収税額を含まない金額とする。

※半日額・・業務時間が1時間を超え4時間未満の場合

日額・・・業務時間が4時間を超える場合

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報	酬	(半日額)	報	酬	(日額)
評議員会出席報酬等			4,000円			8,000円

※上記金額は源泉徴収税額を含まない金額とする。

※半日額・・業務時間が1時間を超え4時間未満の場合

日額・・・業務時間が4時間を超える場合

3 交通費については、社会福祉法人杉水福祉会旅費支給規定に則る。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

- 第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
- 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法

人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び 運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことが できる。
- 5 交通費については、社会福祉法人杉水福祉会旅費支給規定に則る。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附則

この規程は、平成30年7月1日より適用する。

別表1

Ø €hr	報酬	報酬	
名	(半日額)	(日額)	
理 事 長 業 務 報 酬 等(日額)	4,000 円	8,000円	
理事及び評議員業務報酬等(日額)	4,000 円	8,000円	
監事監査指導報酬等(日額)	4,000 円	8,000円	

- ※上記金額は源泉徴収税額を含まない金額とする。
- ※半日額・・業務時間が1時間を超え4時間未満の場合

日額・・・業務時間が4時間を超える場合